

平成 26 年 5 月 30 日  
株式会社日本政策金融公庫

## 平成 25 年度の「再生型資本性ローン」の実績が過去最高

～ 金融検査上自己資本とみなせる資本性ローンを活用し、中小企業者の事業再生を積極支援 ～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）では、平成 25 年度における「再生型資本性ローン」の取扱い実績が、654 社、561 億円となり、前年度の実績（405 社、270 億円）を大きく上回る過去最高の実績となりました。

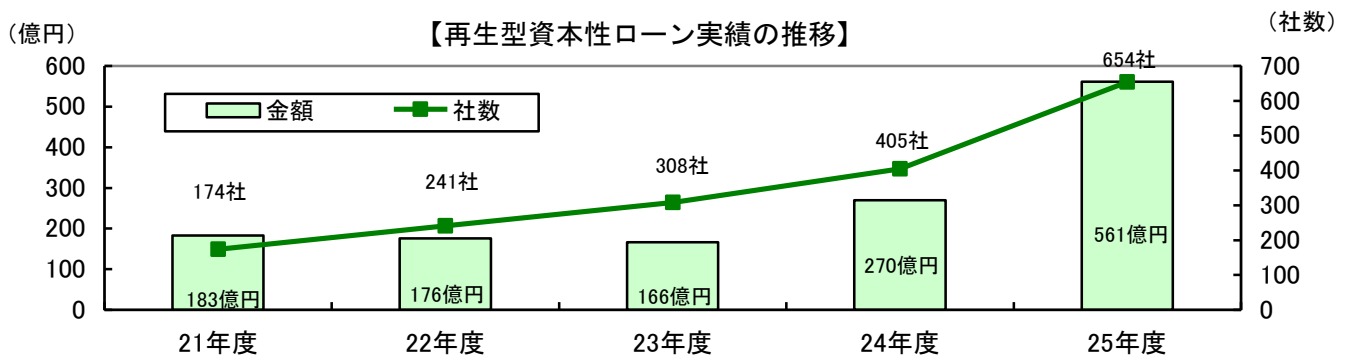
融資実績が増加した背景として、中小事業者向け（中小企業事業）において、金利・期間等を大幅に見直したことにより（注）、これまであまり利用がなかった減価償却負担が重い業種の方からの相談が増加したこと等が主な要因と考えられます。

本制度は、平成 24 年度補正予算において、小規模事業者向け（国民生活事業）にも創設しており、平成 25 年度補正予算成立に伴い、平成 26 年 2 月から融資限度額を 2,000 万円から 3,000 万円とするなどの拡充を行っています。

資本性ローンは、中小企業事業では平成 20 年 4 月、国民生活事業では平成 25 年 3 月より取扱いを開始。事業再生等に取り組む方に、財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、本制度による債務は、期限一括償還、無担保・無保証であるほか、金融検査上自己資本とみなすことができ、法的倒産手続時は他の債務に劣後する等の特徴があります。こうしたことから、本制度による融資は、民間金融機関との協調融資の「呼び水」となることが期待されています。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本融資制度を活用し、中小企業・小規模事業者を積極的に支援していきます。

（注）中小企業者向けでは、平成 25 年 3 月より、適用金利を従前の「売上高減価償却前経常利益率」から「使用総資本減価償却前経常利益率」による成功判定区分に変更すると共に、利用限度額の拡充（1 社あたり 2 億円から 3 億円）や融資期間に 7 年を新設する等の制度拡充を行っています。



（参考）内訳

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	社数	金額	社数	金額	社数	金額	社数	金額	社数	金額
中小企業事業	174	183	241	176	308	166	405	270	644	560
国民生活事業	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1
合計	174	183	241	176	308	166	405	270	654	561

## 再生型資本性ローンの活用事例

＜小規模事業者向け（国民生活事業）＞ 中小企業再生支援協議会の関与のもと、メイン行と協調融資を実行

業種	紙器製造業
<b>事業・製品等の特長</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は食料品や製造部品向けの販売、納品用パッケージの製造業者。</li> <li>・製造設備が充実しており、多様な受注に対応できることが強みである。</li> <li>・地元の大手企業からも受注を得ており、地域には欠かせない企業である。</li> </ul>	
<b>支援内容</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原価管理体制の見直し等、組織体制を抜本的に見直すため、中小企業再生支援協議会の関与により再生計画を策定。</li> <li>・日本公庫は資本性ローンにて、圧着作業効率の向上を図るための機械購入資金を実行。また、メイン行は短期貸付及び手形割引を継続することに加え、公庫と協調して運転資金を実行し、再生支援に取り組んでいる。</li> </ul>	

＜中小企業者向け（中小企業事業）＞ 資本性ローンにより取引正常化を支援

業種	自動車部品製造業
<b>事業・製品等の特長</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車関連のプラスチック部品加工業者で、環境負荷低減技術等に強く、幅広い自動車メーカーと取引。</li> </ul>	
<b>支援内容</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手企業と共同で製品開発を行うなど、高い技術力により事業基盤を構築していた。</li> <li>・しかしながら、財務面は過去の設備投資負担が重く大幅な債務超過に陥っており、資金繰りも厳しい状況にあったため、取引行は長期にわたって条件変更を実施してきた。</li> <li>・かかる中、中小企業再生支援協議会関与の下、メイン行は DDS、公庫は資本性ローンを実行。これが呼び水となり、取引行は融資対応を行う等、取引行の支援体制が強化された。</li> </ul>	

**中小企業・小規模事業者向け再生型資本性ローン（「挑戦支援資本強化特例制度」）の概要**  
 （取扱い事業：国民生活事業・中小企業事業）

融資対象者	事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方																																						
融資限度額	【国民生活事業】 1社あたり3,000万円 【中小企業事業】 1社あたり3億円																																						
融資期間	【国民生活事業】 7年以上15年以内（期限一括償還）＜利息は毎月払＞ 【中小企業事業】 15年・10年・7年（期限一括償還）																																						
利 率	<p>【国民生活事業】 ご融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに3区分の利率が適用されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上高減価償却前 経常利益率</th> <th colspan="3">貸付期間</th> </tr> <tr> <th>7年以上～9年以内</th> <th>9年超～12年以内</th> <th>12年超～15年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%超</td> <td>6.60%</td> <td>7.00%</td> <td>7.25%</td> </tr> <tr> <td>0%以上5%以下</td> <td>3.75%</td> <td>3.95%</td> <td>4.10%</td> </tr> <tr> <td>0%未満</td> <td>0.90%</td> <td>0.90%</td> <td>0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業事業】 ご融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに3区分の利率が適用されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用総資本減価償却前 経常利益率</th> <th colspan="3">貸付期間</th> </tr> <tr> <th>7年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%超</td> <td>6.20%</td> <td>6.25%</td> <td>6.35%</td> </tr> <tr> <td>0%以上5%以下</td> <td>4.25%</td> <td>4.30%</td> <td>4.40%</td> </tr> <tr> <td>0%未満</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> </tbody> </table>	売上高減価償却前 経常利益率	貸付期間			7年以上～9年以内	9年超～12年以内	12年超～15年以内	5%超	6.60%	7.00%	7.25%	0%以上5%以下	3.75%	3.95%	4.10%	0%未満	0.90%	0.90%	0.90%	使用総資本減価償却前 経常利益率	貸付期間			7年	10年	15年	5%超	6.20%	6.25%	6.35%	0%以上5%以下	4.25%	4.30%	4.40%	0%未満	0.40%	0.40%	0.40%
売上高減価償却前 経常利益率	貸付期間																																						
	7年以上～9年以内	9年超～12年以内	12年超～15年以内																																				
5%超	6.60%	7.00%	7.25%																																				
0%以上5%以下	3.75%	3.95%	4.10%																																				
0%未満	0.90%	0.90%	0.90%																																				
使用総資本減価償却前 経常利益率	貸付期間																																						
	7年	10年	15年																																				
5%超	6.20%	6.25%	6.35%																																				
0%以上5%以下	4.25%	4.30%	4.40%																																				
0%未満	0.40%	0.40%	0.40%																																				
担保・保証人	無担保・無保証人																																						
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本特例による債務については、金融検査上、自己資本とみなすことができます。</li> <li>・ 本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。</li> <li>・ 四半期ごとの経営状況のご報告等を含む特約の締結や、公庫が適切と認める事業計画書をご提出して頂きます。</li> <li>・ 期限前弁済は、原則として認められません。</li> </ul>																																						